

第4章

笠間市は何をするの？
私たちは何をするの？

第4章 笠間市は何をするの？ 私たちは何をするの？

4 - 1 施策の体系

望ましい環境像を実現するために、対象とする環境の範囲を体系的に整理・分類し、各環境要素について環境目標を定めました。

それぞれの環境目標の達成に向け、施策を推進していくことにより望ましい環境像の実現を目指します。



豊かな自然との共生 水と緑の里かさま

自然環境の
保全と創造

環境要素

環境目標

水 辺

潤いある水辺を保全・創造します

農地・里山・森林

農地・里山・森林を保全し、環境に配慮した農林業やグリーンツーリズムを推進します
健全な生態系を維持・回復し、生物の多様性を確保します

生態系

自然景観

美しい自然景観 ・ 田園景観を保全・創造します

快適環境の
保全と創造

公園・緑地

潤いと安らぎを与える公園・緑地を保全・創造します

街並み

自然と文化と調和した街並みを保全・形成します

歴史・文化

郷土の歴史・文化的資源を保全し、継承します

暮らしのマナー・モラル

誰もが快適に暮らせるまちをつくります

生活環境の
保全

大気環境

良好な大気環境を維持・保全します

水環境

水環境を保全します

音環境

騒音・振動を低減し、良好な住環境を保全します

土壌・地盤環境

健全な土壌・地盤環境を保全します

有害化学物質

有害化学物質から健康を守ります

環境管理・公害防止

環境汚染や公害を未然に防ぎます

循環型社会の構築
地球環境への貢献

廃棄物

ごみを減量し、リサイクルを推進します

資源・エネルギー

資源・エネルギーの有効利用を推進します

水資源・水循環

水を大切にし、安定した水資源を確保します

地球環境

地域から行動を起こし、地球環境の保全に貢献します

パートナーシップによる
環境まちづくりの推進

環境教育・学習

環境保全について自ら考え、行動できる人を育てます

パートナーシップ

各主体の活動を活性化し、主体間のパートナーシップを形成します

4 - 2 環境施策及び市民・事業者等の役割

次頁以降では、各環境要素について以下に示す内容を整理しています

環境目標

各環境要素において施策や取組の推進により目指す基本的な目標を定めています。

現況と課題

今後実施すべき施策や取組の立案にあたり、現状における環境の特徴や課題を整理しています。

施策展開の方向性

環境目標の実現に向け、実施すべき施策の基本的な考え方や方針を整理しています。

環境施策と市民・事業者の役割

施策展開の方向性に基づき、施策の柱となる主要施策を立案すると共に、その具体的手段として行政が実施する行動内容を整理しています。行政施策については、計画策定後の実施責任の所在を明確化するために担当課を併記しています。

また、パートナーシップによる環境保全を一層進めていくため、行政が実施する施策に対しては、市民や事業者の果たすべき役割を合わせて整理しています。

水辺

環境目標

潤いのある水辺を保全・創造します。

現況と課題

本市の中央には涸沼川が貫流しているほか、そこに注ぐ多くの支流や点在するため池、湖沼など、本市は多くの水辺に恵まれています。

河川を持つ水質浄化機能等を見逃した河川整備により、水質の悪化や豊かな自然が損なわれるなどの影響が見られます。

良好な水辺を保全し水と緑のネットワークを形成することにより、市民が身近な自然とのふれあう場、憩いの場としてまた貴重な動植物の生息の場として、保全・活用していくことが望まれます。

施策展開の方向性

自然豊かな水辺を保全していくため、河川や池沼の整備に際して生態系に配慮した工法を採用するなど、開発事業に伴う環境への負荷を低減します。

河川やため池、農業用水路を市民の身近な親水空間として整備し、適正に維持管理することで、生態系を維持します。

自然観察会や河川美化活動など、水辺に親しむ機会を通して、水辺の保全意識の普及啓発を図ります。



休耕田を活用してつくられたビオトープ
「天神の里」



水ウォッチング

環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
良好な水辺の保全	河川やため池、谷津田など豊かな自然が残されている水辺を保全します。	環境保全課 農村整備課	良好な水辺環境の維持管理に協力します。	良好な水辺環境の維持管理に協力します。
親水空間の整備	河川やため池、谷津田の休耕田、公園、学校施設等の一部を利用し、ビオトープの保全・再生を図ります。 重点事業 1 . 2	環境保全課 農村整備課 学 務 課 道路整備課	ビオトープの検討や整備に参加・協力します。 また、維持管理に協力します。	
	河川や池沼の整備にあわせて、散策路や憩いの場を整備し、だれもが安心して水に親しめる水辺づくりを推進します。	農村整備課 道路整備課 環境保全課	親水空間の整備に参加・協力します。	
	河川や池沼の整備に際しては、生態系に配慮した多自然型の整備工法の採用を関係機関に要請し、生態系の維持・回復に努めます。 重点事業 1 . 2	農村整備課 道路整備課 環境保全課		河川等の整備に際しては、生態系に配慮した多自然型の整備工法の採用に努めます。
	河川や池沼等の整備において、水質浄化作用のある自然植生を保全します。また新規整備に際しては、地域の生態系に配慮し、ヨシ等の湿生植物を積極的に活用します。 重点事業 1 . 2	農村整備課 道路整備課 環境保全課		河川等の整備に際しては、自然植生を破壊しないよう、十分注意します。環境に配慮した工法を積極的に採用します。
	河川改修に際しては、堤防敷を利用したサイクリングロード(自転車道)の整備を検討します。	都市建設課 道路整備課	サイクリングロードの整備に関する検討に参加・協力します。	
	環境や自然をテーマとした環境学習機会の提供やキャンプ等の体験交流活動を通じ、市民の水辺環境保全に対する意識の高揚に努めます	環境保全課 生涯学習課	水辺環境調査やキャンプ等の自然体験交流活動に参加し、水辺環境の保全意識を養います。	
クリーンアップひぬまネットワークや霞ヶ浦問題協議会等の活動の推進など、河川流域の自治体や市民団体等が連携し、水質浄化に努めます	環境保全課	クリーンアップひぬまネットワーク等で行っている水質浄化、水辺環境保全の活動に参加・協力します。	クリーンアップひぬまネットワーク等で行っている水質浄化、水辺環境保全の活動に参加・協力します。	

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
河川や ため池等の 施設の管理	河川やため池等の点検を適宜実施し、老朽箇所など水辺の危険箇所の把握に努め、保全管理を推進します。	農村整備課 道路整備課	危険な箇所や破損している施設などを見かけた場合は、速やかに市に連絡します。	
	親水機能に配慮した池沼や水路を整備し、レクリエーション空間(余暇・娯楽活動のための空間)として活用するなど、田園空間の多面的な活用を図ります。 重点事業 1 .2	農村整備課	田園地域における親水空間の整備に参加・協力します。	農業従事者は、田園地域における親水空間の整備に参加・協力します。

庭の草を取った時は(多ければ乾かしたり腐らせたりして量を減らし)庭の隅を掘ってそれを土に返しています。

農地・里山・森林

環境目標

農地・里山・森林を保全し、環境に配慮した農林業やグリーンツーリズムを推進します

現況と課題

市街化の進展や農家数の減少、担い手の高齢化等により田畑が年々減少しています。ほ場・水路等の整備など、農業の近代化とともに生産性が向上した反面、生物がやや棲みにくい環境に変わってきています。

景観保全や多様な生物の生息の場といった農地の多面的機能にも着目し、保全・活用を図っていくことが必要です。

市内では、環境保全型農業を実践する「エコファーマー」が年々増加しています。引き続きこうした取組を支援し、着実に定着させていくことが必要です。

笠間クラインガルテンを中心に、誰もが笠間の自然や農業を気軽に楽しめる施設や環境の充実を図り、グリーンツーリズムの振興を通じて美しい農業生産環境の維持・創出や交流拡大による農林業への理解促進、環境学習の場の創出などを図っていくことが望まれます。

施策展開の方向性

地域の公益的機能を果たす農地や森林を保全するため、農村振興総合整備事業を活用し、優良農地の保全や農村生活環境の整備を総合的に推進します。

良好な農地や集落地を里山と一体的に保全し、グリーンツーリズムなどを楽しむ環境を整備することにより、地域の活性化を図ります。

環境に配慮した農業を振興するため、減農薬・減化学肥料、有機栽培などを推進するとともに、家畜排泄物の堆肥化施設の整備を支援します。

稲わら、籾殻、木くず、家畜排泄物など、地域から排出されるバイオマス資源の利活用を検討します。



農作業風景



山並みを背景とした水田風景

環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
農地・ 田園景観の 保全・活用	農林業振興基本計画に基づき、優良農地の保全と遊休農地の解消及び耕作放棄地の防止を図ります。	農 政 課 農業委員会	土地所有者は、優良農地の保全対策の推進に参加・協力します。	農業従事者・土地所有者は、優良農地の保全対策の推進に参加・協力します。
	農業地域の緑豊かな田園・集落地景観を里山と一体的に保全する農村景観保全整備を推進します。	農 政 課 農村整備課	農村景観保全整備に参加・協力します。	農業従事者は、農村景観保全整備に参加・協力します。
	遊休農地等を活用し、市民が「農」にふれあえる市民農園の整備・充実を図ります。	農 政 課 農村整備課	市民農園や体験交流施設の整備に参加・協力します。	農業従事者は、市民農園や体験交流施設の整備に協力します。
	地権者の協力を得て遊休農地等に花を植え景観資源として活用します。	農 政 課 農村整備課	遊休農地の活用に協力します。	遊休農地の活用に協力します。
農業集落地域の整備、 活性化	農村振興総合整備事業を活用し、農業集落排水や集落内道路、農村公園等の整備を推進し、快適な農村生活環境の創出に努めます。	農村整備課 下水道課		農業従事者は、農業集落排水や集落内道路、農村公園等の整備に参加・協力します。
	ほ場、農道、かんがい排水等の農業生産基盤及び農業近代化施設等の整備にあたっては、地域の自然や生態系等に配慮します。	農村整備課 農 政 課		農業生産基盤及び農業近代化施設等の整備に際しては、周辺自然環境を破壊しないよう、十分注意します。環境に配慮した工法を積極的に採用します。
環境保全型 農業の推進	関係機関と連携し、有機栽培や減農薬栽培に取り組む農家を支援し、エコファーマーの育成に努めます。	農 政 課		農業従事者は、減農薬・有機栽培など環境に配慮した農業を実践します。
	イベント等において特別栽培農作物をはじめ環境に配慮した農業の取組を積極的にPRするなど、地域的な環境保全型農業を促進します。	農 政 課	減農薬・有機栽培などの環境に慮した農作物を優先的に購入します。	
	空中防除の際にはラジコンヘリコプターを利用し、薬品の飛散を最小限にします。	農 政 課		農業従事者は、空中防除の際には薬品の飛散が最小限になるよう努めます。

買い物に行く時はマイバッグを持参しています。

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
環境保全型農業の推進	稲わら・籾殻・家畜排泄物・木くずなど地域のバイオマス資源の利活用を検討します。	農政課 企画政策課	地域で作られた堆肥を積極的に利用します。	農業従事者は、農作物残渣や家畜排泄物などの有効利用に努めます。
地産地消の推進	観光地やイベントにおいて、地場農産物の消費拡大に向けたPR活動を実施します。	商工観光課 農政課	地産地消に努めます。	農業従事者は、市とともに消費拡大に向けたPR活動を実施します。
	学校給食への地場農産物の提供を拡大し、地産地消を推進します。	農政課 学務課	地産地消に努めます。	農業従事者は、学校給食への提供拡大に協力します。
グリーンツーリズムの推進	良好な農地や集落地を里山と一体的に保全し、グリーンツーリズムなどを楽しむ環境の整備に努めます。	農政課 商工観光課		農業従事者は、グリーンツーリズムの推進に協力します。
	農業振興と地域振興の機能をあわせ持つ笠間クラインガルテンの更なる充実を図ります。	農政課		
	ブドウやリンゴ、イチゴなどの観光摘み取り園やオーナー制度など、地場農産物の観光資源化を推進します。	農政課 商工観光課		
森林の育成・活用	森林のもつ水源かん養機能や国土保全機能を維持するため、森林や林道などの環境整備と適正な管理を推進し、健全で豊かな森林の保全に努めます。	農村整備課		林業従事者は、森林管理に努め、健全で豊かな森林を保全します。
	森林の持つ多様な公益的機能を維持するため、森林所有者への意識啓発を図ります。	農村整備課	森林所有者は、森林管理に努め健全で豊かな森林を保全します。	
	市民・事業者の協力のもと、里山づくり・森づくりに努めます。	農村整備課	市が行う森林・里山整備に協力します。	市が行う森林・里山整備に協力します。
	公的施設などの整備において、地場産材の利用を促進します。また情報提供等により、住宅等民間施設整備における地場産材の利用を支援します。		住宅建築時には、地場産材の利用に努めます。	森林組合と連携し、施設建築時には、地場産材の利用に努めます。
農村整備課	環境教育や健康づくりなどへの森林環境の活用を促進します。	農村整備課	森林整備、自然観察会など森林を活用したイベントに積極的に参加します。	森林整備、自然観察会など森林を活用したイベントに積極的に参加します。

生態系

環境目標

健全な生態系を維持・回復し、生物の多様性を確保します。

現況と課題

本市は暖地性植物の分布北限に近い地域で、植物地理学的にも注目されています。また丘陵地から平地にかけて、ため池、谷地、湿地、湧水が多く存在するため、それらを生息適地とする動物相が見られることが特徴です。

近年、農地の基盤整備や宅地などの開発が進み、平地林、草原、ため池、湿地などの減少が進んでいるため、本市に残る貴重な動植物の生息域を適切に保全する必要があります。

施策展開の方向性

地域の生態系を維持・回復するため、市全域における動植物の生息状況を把握し、開発事業に際しては、対象地域の生態系の特性に応じた保全対策を検討します。

多様な生物が生息できる環境を確保するため、河川やため池、休耕田等の一部を利用します。さらにビオトープの保全・再生を図るとともに、その維持のため、市民や訪問者に対し、自然と共生するためのマナー向上の啓発を行います。



国の天然記念物 ヒメハルゼミ



吾国山のカタクリ群生地

環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
地域の生態系の把握	市に生育・生息する動植物、生態系に関する調査を継続的に実施します。 重点事業 1 .1	環境保全課 生涯学習課	市が行う野生生物の調査に参加・協力します。	
	自然環境調査結果を公表し、市民に提供します。また環境教育資料として整理します。 重点事業 1 .1	環境保全課 生涯学習課	環境調査結果を、地域学習教材として活用します。	
開発に際しての生態系への配慮	開発行為や造成工事にあたっては、地域の自然環境、生態系に配慮した工法を採用するよう、事業者への指導を徹底します。 重点事業 1 .2	環境保全課 道路整備課 都市計画課		開発行為や造成工事にあたっては、地域の自然に配慮した工法の採用に努めます。
	河川や池沼の整備に際しては、生態系に配慮した多自然型の整備工法の採用を関係機関に要請し、生態系の維持・回復に努めます。(再掲) 重点事業 1 .2	農村整備課 道路整備課 環境保全課		河川等の整備に際しては、生態系に配慮した多自然型の整備工法の採用に努めます。
ビオトープの保全・再生	河川やため池、谷津田の休耕田、公園、学校施設等の一部を利用し、ビオトープの保全・再生を図ります。(再掲)	環境保全課 農村整備課 学 務 課	ビオトープの検討や整備に参加・協力します。また、維持管理に協力します。	
自然とのふれあいにおけるマナーの向上・自然保護意識の高揚	生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種の流入防止のため、市民に対し周知啓発に努めます。	環境保全課	生態系に影響を及ぼす恐れのある外来種を持ち込んだり、放流をしません。	
	ごみの持ち帰りや自然植生等の保護など、自然と共生する上でのマナーの向上について、看板やパンフレット等を用いて普及啓発に努めます。	環境保全課	自然と共生する上でのマナーの向上に努めます。	自然と共生する上でのマナーの向上に努めます。
	自然観察会などの開催を通じ、地域の生態系を知るとともに、自然保護意識の高揚・啓発を図ります。	環境保全課	自然観察会に参加・協力し、自然と共生する上でのマナーの向上に努めます。	自然観察会に参加・協力し、自然と共生する上でのマナーの向上に努めます。

自然景観

環境目標

美しい自然景観・田園景観を保全・創造します

現況と課題

本市は、八溝山系から連なる山々、愛宕山を中心とする丘陵地帯などの緑豊かな山並み、洄沼川などの水辺、平野部に広がる水田地帯、点在するため池など、優れた自然の風景地が随所に存在します。

これらの風景地を保全・保護するために、景観計画の策定や風致地区や緑地保全地域等の地域指定を推進し、保全していくことが望まれます。

施策展開の方向性

市の自然風景地を保全し、自然環境や地区特性に応じた美しい景観づくりを総合的に推進するため、景観計画を策定します。

特に維持保全が必要な区域については、緑地保全地域や風致地区等の地域指定を行い、開発等の適正な規制・誘導を図ります。

自然公園として、適切に保全・活用することで、地域の環境資源を保全します。



北山公園 白鳥湖



田園景観

環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
景観計画の策定	自然環境や地区特性に応じた美しい景観づくりを総合的に推進するため、景観計画を策定します。	都市計画課	「景観計画」策定の検討過程に参加・協力するとともに計画に基づく景観形成に協力します。	「景観計画」策定の検討過程に参加・協力するとともに計画に基づく景観形成に協力します。
自然景観の保全・充実	農業地域の緑豊かな田園・集落地景観を里山と一体的に保全する農村景観保全整備を促進します。(再掲)	農政課 農村整備課	農村景観保全整備に参加・協力します。	農業従事者は、農村景観保全整備に参加・協力します。
	市の自然風景地を保全・保護するための地域指定(緑地保全地域や風致地区等)を行い、開発等の適正な規制・誘導を図ります。	都市計画課		
	河川やため池など、水と緑の資源を活かした景観形成を図ります。	都市計画課 農村整備課	景観保全対策に協力します。	
	開発者との協議・連携により、開発事業時に景観保全対策を実施します。	都市計画課	景観保全対策に協力します。	開発事業時に景観保全対策を実施します。
	市民団体と連携し、自然や景観に関する学習活動やイベントを実施します。	環境保全課 市民活動課	自然や景観に関する学習活動やイベントに参加・協力します。	自然や景観に関する学習活動やイベントに参加・協力します。
自然公園の保全・活用	自然観察会などの開催を通じ、地域の生態系を知るとともに、自然保護意識の高揚・啓発を図ります。(再掲)	環境保全課	自然観察会に参加・協力し、自然と共生する上でのマナーの向上に努めます。	自然観察会に参加・協力し、自然と共生する上でのマナーの向上に努めます。
	笠間県立自然公園や吾国愛宕県立自然公園、北山公園やつつじ公園など、自然環境を生かした特色ある公園整備を推進します。	環境保全課 商工観光課	自然環境を生かした公園づくりに参加・協力します。	自然環境を生かした公園づくりに参加・協力します。
	自然公園における園内施設、レクリエーション施設の整備・保全及び観光施設やハイキングコース等の美化に努めます。	商工観光課	公園等の美化活動に協力します。	公園等の美化活動に協力します。

公園・緑地

環境目標

潤いと安らぎを与える公園・緑地を保全・創造します

現況と課題

本市には、芸術の森公園や総合公園、北山公園、つつじ公園、運動公園などの多種多様な公園が整備されており、観光やスポーツなどを通じたさまざまな交流の場として、多くの市民や来訪者に親しまれています。また子どもたちが安心して遊べる身近な公園・緑地の整備が求められています。

市街地の緑化を図るため、花いっぱい運動や公共施設敷地内の緑化を推進しています。緑豊かなまちづくりを進めるためには、市民や事業者の緑化意識を高め、協働による緑地の維持管理を進める必要があります。

施策展開の方向性

市民に潤いと安らぎを与える緑地を保全・創造するため、緑の基本計画の策定など、計画的な手法を用いて緑地を保全・整備します。

公園については、都市計画マスタープランに基づき、身近に利用できる都市公園の整備を計画的に推進するほか、芸術の森公園、北山公園、愛宕山周辺など既存公園の整備・充実を図ります。

市街地においては、市民との協働による緑化運動の促進や公共施設や道路の緑化推進、生垣の設置奨励などにより緑化を推進します。



笠間芸術の森公園



笠間つつじ公園

環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
都市公園の整備	市民が自然とふれあう憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場および災害時の避難場所としての機能を持つ公園の整備を推進します。	都市計画課 スポーツ振興課	公園づくりや緑化推進に関する検討に参加・協力します。	公園づくりや緑化推進に関する検討に参加・協力します。
	市全体の公園配置計画を検討するとともに、街区公園等の住区基幹公園の整備を推進します。	都市計画課	公園づくりや緑化推進に関する検討に参加・協力します。	公園づくりや緑化推進に関する検討に参加・協力します。
既存公園の保全・活用	芸術の森公園、北山公園、佐白山、愛宕山周辺など、既存の観光資源について、駐車場やトイレなど附帯施設の整備を推進するなど、周辺環境の充実を図ります。	都市計画課 商工観光課		
計画的な緑地の保全・整備	市内に残存する社寺林や緑地等を保全するため、風致地区等の指定を推進します。	都市計画課	土地所有者は、市が行う風致地区の指定等に協力します。	土地所有者は、市が行う風致地区の指定等に協力します。
	住宅地周辺に残されている屋敷林や平地林について、保存樹の指定など、平地林の保全に努めます。	生涯学習課 農村整備課	土地所有者は、市が行う平地林の保全に協力します。	土地所有者は、市が行う平地林の保全に協力します。
	公園の整備計画や緑地保全、住宅地緑化などの指針となる「緑の基本計画」の策定を検討します。	都市計画課	「緑の基本計画」策定の検討過程に参加・協力するとともに計画に基づく緑化を実践します。	「緑の基本計画」策定の検討過程に参加・協力するとともに計画に基づく緑化を実践します。
市街地の緑化の推進	地区計画制度や建築協定、緑地協定等の制度を活用し、緑豊かな住宅地の景観形成を促進します。	都市計画課	緑豊かな住宅地の景観形成に協力します。	周辺環境と調和した敷地内の緑化に努めます。
	苗の提供や顕彰制度の充実などにより、花いっぱい運動を推進します。	生涯学習課	花いっぱい運動に参加・協力します。	花いっぱい運動に参加・協力します。
	空き地の適正管理を指導します。	環境保全課	土地所有者は、空き地の適正管理に努めます。	
	地域住民の協力のもと、社寺林や屋敷林、里山などの保全に努めます	都市計画課 農村整備課	社寺林や屋敷林、里山などの維持管理及び保全に参加・協力します。	里山などの維持管理及び保全に参加・協力します。

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
市街地の緑化の推進	市民に潤いと安らぎを与える緑豊かなまちづくりを目指し、都市緑化祭を開催します。	都市計画課	都市緑化祭に参加・協力します	都市緑化祭に参加・協力します
公共空間の緑化の推進	公共施設敷地内の緑化を推進します。	各施設担当課 管財課		
	沿道緑化を推進します。街路樹の植栽については地域住民の意見を取り入れます。	都市計画課 道路整備課	街路樹などの植栽に関する検討に参加・協力するとともに、その維持管理(落ち葉の清掃、里親制度の参加等)に協力します。	街路樹などの維持管理(落ち葉の清掃等里親制度の参加等)に協力します。
みどりのまちづくりを支える体制づくり	公園を利用する市民等と行政との協働による公園管理体制の充実に努めます。	都市計画課 商工観光課	公園ボランティアとして公園の維持管理(美化、緑化活動)に参加・協力します。	公園の維持管理(美化、緑化活動)に参加・協力します。
	市民による身近な公園づくりや緑化推進の取組に関する研究会の組織化に努めます。	都市計画課	公園づくりや緑化推進に関する検討に参加・協力します。	公園づくりや緑化推進に関する検討に参加・協力します。

街並み

環境目標

自然と文化と調和した街並みを保全・形成します

現況と課題

本市は、自然と歴史のなかで形づくられた個性ある3つの市街地と豊かで美しい自然・田園といった「街」、「里」、「森」で構成されています。

景観地区の指定や地区計画制度の推進などにより、無秩序な市街地開発を抑制し、地域の自然環境や歴史的環境、都市機能が調和した個性ある街並みを保全・創出していくことが望まれます。

施策展開の方向性

自然と文化とが調和した街並みを保全形成するため、都市計画マスタープランに基づき、計画的な土地利用を推進します。

景観計画を策定し、街並みを損ねる屋外広告物等の規制・撤去を行うなど、景観に配慮したまちづくりを市民参加により推進します。

快適な市街地・集落地の形成とともに、市域に存在する観光資源を結ぶ回遊性の高い観光ルートの開発により、歴史的景観資源の保全と活用を図ります。

環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
計画的な土地利用の推進	都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画などの各個別計画に基づき、都市計画の総合的な推進、農地の有効活用など、保全と開発の調和のとれた計画的な土地利用を推進します。	都市計画課 農政課	土地利用に関する計画の検討に参加・協力します。住宅建築時など、適正な土地利用に努めます。	開発や工場立地に際しては、市の土地利用構想に従います。
	用途地域外で宅地化が進行している地区においては、特定用途制限地域などを適用し、適正な土地利用規制・誘導を検討します。	都市計画課	良好な居住環境形成のために市が行う土地利用誘導施策の主旨を理解し、協力します。	
快適な市街地・集落地の形成	自然環境や景観との調和を図りながら、地区特性に応じた良好な魅力ある市街地整備を推進します。	都市計画課	魅力ある市街地形成のために市が行う誘導施策の趣旨を理解し、協力します。	魅力ある市街地形成のために市が行う誘導施策の趣旨を理解し、協力します。
	安全で快適な市街地や集落地を形成するため、地区計画制度やまちづくり条例等の導入を検討します。	都市計画課	地区計画制度やまちづくり条例の検討に参加・協力します。	地区計画制度やまちづくり条例の検討に参加・協力します。
	市街地においては、中心市街地活性化法等に基づき、関係団体と連携して新たな活性化事業を推進します。	都市計画課 商工観光課		市が行う市街地活性化事業に参加・協力します。
	空き店舗の利活用方法について検討します。	商工観光課		
	畜産試験場跡地及び周辺について、茨城県とともに利活用策を検討します。	企画政策課	畜産試験場の跡地利用について関心を持ち、検討に参加します。	畜産試験場の跡地利用について関心を持ち、検討に参加します。
景観に配慮したまちづくりの推進	自然環境や地区特性に応じた美しい景観づくりを総合的に推進するため、景観計画を策定します。(再掲)	都市計画課	「景観計画」策定の検討過程に参加・協力します。	「景観計画」策定の検討過程に参加・協力します。
	地区計画制度や建築協定、緑地協定等の制度を活用し、緑の街並みづくりを促進します。	都市計画課	生垣を設置するなど、緑の街並みづくりに努めます。	敷地内の緑化に努め、周辺環境と調和した緑豊かな景観形成に努めます。
	茨城県景観形成条例を適正に運用し、大規模建築物については、景観に配慮した設計となるよう指導します。	都市計画課		大規模建築物等を建てる際は景観に配慮して設計します。

食事後、油のついた皿は拭き取ってから洗っています。

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
景観に配慮したまちづくりの推進	屋外広告物については、街並みを損ねることがないように適正な規制・誘導を図るとともに、街の美観を損ねる違法看板の撤去に努めます。	都市計画課	市が行う違法看板の撤去に協力します。	屋外広告物は街並みを損ねることがないように、適正な場所に設置します。まちの美観を損ねる捨て看板などを設置しません。
	農業地域の緑豊かな田園・集落地景観を里山と一体的に保全する農村景観保全整備を促進します。(再掲)	農政課 農村整備課	農村景観保全整備に参加・協力します。	農業従事者は、農村景観保全整備に参加・協力します。
歴史的景観資源の保全と活用	市内に残る多くの寺社や歴史的建造物を結ぶ回遊性の高い観光ルートの開発に努めます。	商工観光課 生涯学習課	寺社や歴史的建造物の所有者は、観光ルートの開発に協力します。	
	国道50号や国道355号における伝統的な工芸の道としての景観づくりなど、地域の特性に応じて主要な道路の沿道景観を整備します。	都市建設課 道路整備課 商工観光課	沿道景観整備に参加・協力します。	沿道景観整備に参加・協力します。

歴史・文化

環境目標

郷土の歴史・文化的資源を保全し、継承します

現況と課題

笠間稻荷神社は1340年以上の歴史があり、庶民の神様として広く全国より信仰を集め、年間を通じて多くの参拝者で賑わっています。

市内には、笠間芸術の森公園をはじめ、笠間工芸の丘、茨城県陶芸美術館、笠間日動美術館など数多くの文化施設があり、歴史・文化を学ぶ市民活動も積極的に展開されています。

国、茨城県、市指定の文化財も数多く存在し、保護意識の啓発とそのパトロールが行われています。

今後もこうした歴史文化遺産を保全・継承するとともに、市民をはじめ多くの人々が笠間の文化に親しめる環境を整備することが求められています。

施策展開の方向性

郷土の歴史・文化的資源を保全し、継承するため、文化財調査を推進するとともに、文化財保護意識の啓発に努めます。

歴史民俗資料館や郷土資料館などの整備を進め、文化財を公開展示し、学習活動に活用します。

伝統・芸術・文化の保存や継承のため、個人や各種文化団体の文化芸術活動への支援を行うとともに、文化交流を推進するイベントを開催し市民の文化活動への参加の機運を高め、地域文化の振興を図ります。



稲田禅房のお葉つきイチョウ
(茨城県指定天然記念物)



本戸の大楓(市指定天然記念物)

環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
文化財調査の推進	歴史的に価値のある文化財の調査研究を進め、文化財の指定に努めます。	生涯学習課		
	埋蔵文化財が適切に保全・活用されるよう、包蔵地の調査や開発などに関する専門職員の配置を検討し、試掘調査や発掘調査の体制の確立に努めます。	生涯学習課	指定文化財や埋蔵文化財の調査に協力します。	指定文化財や埋蔵文化財の調査に協力します。
	民具など、民俗文化財の調査、収集に努めます。	生涯学習課	民具を提供するなど、民俗文化財の調査、収集に協力します。	
文化財の保護・活用	文化財に対する保護意識を高めるため、市の文化財を公開展示し、公民館講座や学校教育における郷土の歴史や文化の学習等に活用します。	生涯学習課	文化財に対する理解を深め、保護意識を持ちます。	
	笠間地区、友部地区、岩間地区の歴史を後世に継承していくため、笠間市史の編さん、概説版の作成に取り組み、郷土意識の高揚を図ります。	生涯学習課		
資料館等の整備・充実	公文書を含む歴史資料等の収集・保存・活用を図るため、学芸員の配置を検討します。	生涯学習課		
	貴重な文化財の適切な保護と活用のため、歴史民俗資料館の充実や郷土資料館(博物館)などの整備を検討します。	生涯学習課	資料の調査や収集に協力します。	資料の調査や収集に協力します。
市民文化活動の支援	市民の芸術・文化に対する関心を高め、主体的な活動の活性化を促していくため、各種文化団体の活動を支援し、ネットワークの形成に努めます。	生涯学習課	地域の文化財や伝統芸能に対する理解を深め、その保全に参加・協力します。	地域の文化財や伝統芸能に対する理解を深め、その保全に参加・協力します。
	市民文化祭の充実を図ります。	生涯学習課	市民文化祭に参加・協力します。	市民文化祭に参加・協力します。
芸術・文化事業の推進	学校や企業等と連携しながら、世代間、地域間などの文化交流を推進します。	生涯学習課 学務課		
芸術・文化施設等の整備	既存の文化施設などの適切な維持・管理と有効活用を図ります。	生涯学習課 各施設担当課		
	既存の文化施設などを活用した連携事業に取り組みます。	生涯学習課 商工観光課		

暮らしのマナー・モラル

環境目標

誰もが快適に暮らせるまちをつくります

現況と課題

ペットのふんの不始末や野焼き、ポイ捨てなど、近隣に配慮した暮らしのマナーやモラルの欠如に起因するこれらの問題は、市民にとって最も関心の高い環境問題の一つです。「笠間市すみよい環境条例」を適切に運用し、場合によっては規制的手法も使いながら、ルールへの順守やマナーの向上に努めていくことが必要です。

不法投棄は公害苦情の中でも件数が最も多く、年々増加する傾向にあります。現状を見ると、啓蒙活動だけでは効果に限界があるため、監視体制の強化や規制的手法の適用なども含め、適切に対処していくことが必要です。

施策展開の方向性

誰もが快適にくらせるまちづくりのため、「笠間市すみよい環境条例」を適切に運用し、ペットの飼育方法や野焼きなど近隣に配慮した暮らしのルールやマナーを周知徹底します。

不法投棄に対しては、市民との協働によるパトロールの実施など監視体制の強化し、早期発見・防止に努めます。

市民に対しては、道路や河川、排水路の清掃、クリーン作戦などの環境美化活動への参加促進を図ります。



ポイ捨て防止を
呼びかける看板



山林に不法投棄された廃タイヤ

環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
近隣に配慮したマナーやルールの普及	「笠間市すみよい環境条例」を適切に運用し、ごみのない清潔で美しいまちづくりに向けて、市民一人ひとりの環境美化意識の高揚を図ります。	環境保全課	条例の主旨を理解し、ごみのない清潔で美しいまちづくりに参加・協力します。	条例の主旨を理解し、ごみのない清潔で美しいまちづくりに参加・協力します。
	ペットの適切な飼育方法等のルールやマナーについて、広報やパンフレットを通じて普及啓発に努めます。	環境保全課	ペットの適切な飼育方法等のルールやマナーを順守します。	
	野焼きなど、近隣に配慮し迷惑をかけるための暮らしや事業活動におけるルールやマナーについて、地域における各種講習会の開催や広報やチラシ等を用いて普及啓発に努めます。野焼きについては法律における例外規定(農業者の稲わら焼却等)についても適切に周知します。	環境保全課	近隣に配慮し、迷惑をかけるための暮らしのルールやマナーを順守します。	近隣に配慮し、迷惑をかけるための事業活動におけるルールやマナーを順守します。
不法投棄、ポイ捨て対策の推進	粗大ごみ、建築廃材等の不正な投棄といった不法投棄行為を防止するため、広報やチラシ、看板、のぼり旗等を用いて適正な排出ルールの周知・徹底に努めます。	環境保全課	排出ルールを順守し、不法投棄は行いません。	排出ルールを順守し、不法投棄は行いません。
	茨城県ボランティアU.D.監視員や郵便配達員など、既存のボランティアによる監視体制の拡充・強化とともに、不法投棄ボランティア監視員によるパトロールの実施を推進します。 重点事業2.2	環境保全課	不法投棄監視のボランティアに参加協力します。また不法投棄や不適切なごみ排出などを発見した場合は速やかに市に連絡します。	不法投棄監視のボランティアに参加協力します。また不法投棄や不適切なごみ排出などを発見した場合は速やかに市に連絡します。
	喫煙所の利用や携帯灰皿の持ち歩きなど喫煙ルールを順守し、喫煙マナーの向上に努めます。	環境保全課 (全庁)	喫煙ルールを順守し、喫煙マナーの向上に努めます。	社員研修等を通じて、従業員の喫煙マナーの向上に努めます。
環境美化活動の推進	各種公共施設や公園、道路等の緑化や美化活動等を地域住民がボランティアで受け持つ里親制度の構築・普及に努めます。重点事業2.1	道路整備課 都市計画課	里親制度に参加・協力します。	里親制度に参加・協力します。
	道路(側溝を含む)や河川、農業用排水路の清掃、クリーン作戦などの環境美化活動への市民参加を促進します。	環境保全課 道路整備課 農村整備課	道路や排水路の清掃、クリーン作戦などの環境美化活動に参加します。	道路や排水路の清掃、クリーン作戦などの環境美化活動に参加します。

大気環境

環境目標

良好な大気環境を維持・保全します

現況と課題

(大気汚染)

市内の道路沿道や一般環境中の大気環境は概ね良好です。

野外焼却などの野焼きに対する苦情が、市に多く寄せられています。

(悪臭)

野焼きに加え、家畜のふん尿、堆肥に関する悪臭苦情も市に寄せられています。

野焼きについてはルールやマナーの周知、その他の悪臭苦情に対しては排出源となっている事業者等に対する適切な指導・支援、周辺住民の理解促進を図る必要があります。

施策展開の方向性

良好な大気環境を維持するために、大気環境の監視体制を整備し、定期的な観測を実施する必要があります。

各家庭に対してはごみの焼却処理に関するルールの周知・指導を、事業者に対しては法令に基づく使用燃料の適正化や対策の実施について、定期的に検査・指導していきます。

悪臭については、法令に基づく規制・指導のほか、畜産農家に対し施設整備の支援等を行い、悪臭防止対策を推進します。



野外焼却は禁止です。(写真はイメージ)

環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
監視体制の整備	市民との協働によるパトロール体制づくりなど、大気汚染・悪臭(主に野焼き、工場排煙等)に関する監視体制の整備を推進します。	環境保全課	市が行う大気汚染・悪臭に関する監視パトロールに協力します。	市が行う大気汚染・悪臭に関する監視パトロールに協力します。
家庭における大気汚染対策の推進	野焼きの防止のため、家庭ごみの適正な処理方法について広報や回覧等により継続的に周知するとともに、近隣に対する配慮を促すなどの指導の徹底に努めます。	環境保全課	家庭ごみなどは適正に処理し、野焼きは行いません。	
事業所における大気汚染対策の推進	大気汚染防止法に基づき、工場や事業所の使用燃料の適正化に向けた指導や普及啓発に努めます。	環境保全課		大気汚染防止法を順守し、工場や事業所では適正な燃料を使用します。
	茨城県と協力し、定期的な立入検査や改善指導の実施に努めます。	環境保全課		立ち入り検査に協力するとともに、改善指導に従います。
	農林業に伴う剪定枝等の適正な焼却方法及び使用済み農業系ビニールなどの適正処理について、定期的に区長及び農家組合を通じて回覧するなど、周知・指導の徹底に努めます。	環境保全課 農政課		農林業に伴う焼却は適正に行います。使用済み農業用ビニール等は自ら処理せず、専門業者へ処理を委託します。
悪臭防止対策の推進	悪臭防止法に基づく工場、事業所における悪臭に対する規制・指導を推進します。	環境保全課		悪臭防止法を順守し、工場や事業所における悪臭防止に努めます。
	畜産農家への糞尿処理施設の整備、臭気防止、ハエ発生防止のための指導及び設備投資に対する助成制度の情報提供に努めます。	農政課		畜産農家では、助成制度を活用し、糞尿処理施設の整備、臭気防止、ハエ発生防止などの対策に努めます。
	家庭における生活雑排水対策や浄化槽の整備・点検など、悪臭防止に関する対策や取組に関する普及啓発に努めます。	環境保全課 下水道課	生活雑排水の適正処理に努めるとともに、浄化槽は定期的に整備・点検します。	
市の率先行動の推進	市所有の建設機械については排ガス対策型建設機械へ順次更新します。	道路整備課		

水環境

環境目標

水環境を保全します

現況と課題

笠間市は潤沼川をはじめ豊かな水に恵まれていますが、経済成長や便利な暮らしを優先し、工業排水や家庭からの生活排水が増加した結果、河川等の水質汚濁を招いています。

潤沼川は、水質汚濁の指標であるBODが環境基準を超過しており、改善が必要です。

特に生活雑排水による汚濁負荷を低減するため、公共下水道や農業集落排水の整備、浄化槽の設置などを促進していくとともに、水質改善に対する市民の一層の協力を得られるよう意識啓発が必要です。

「クリーンアップひぬまネットワーク」や「霞ヶ浦問題協議会」などを通じ、広域連携による河川の汚濁防止対策を実施しており、今後も継続して取り組むことが重要です。

施策展開の方向性

市内の河川・池沼等の水質改善のため、水質汚濁の現況把握と、発生源となる工場・事業所の監視・指導体制を充実させていきます。

市民・事業者に対し、水質改善のための意識啓発を図るとともに、協働による水質浄化対策を推進します。

家庭から出る生活排水による水質汚濁を低減するため、公共下水道、農業集落排水の計画的な整備及び加入促進を図るとともに、整備地域における未接続家庭の早期接続、未整備地域における浄化槽設置を推進します。



潤沼川

環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
監視体制の整備	茨城県や関係機関と協力し、河川・池沼の水質の監視・調査の体制強化に努めます。	環境保全課		
	汚濁発生源に対する指導を強化し、改善されない場合は発生源者名を公表するなど、厳しく対応します。	環境保全課		汚濁排水を流さないように適切に処理します。
	市民や水質監視員との協働による河川パトロールや水路等の定期点検の強化、浄化運動を推進します。	環境保全課	河川パトロール等に参加・協力します。	河川パトロール等に参加・協力します。
水質浄化対策の推進	クリーンアップひぬまネットワークや霞ヶ浦問題協議会等の活動の推進など、河川流域の自治体や市民団体等が連携し、水質浄化に努めます。	環境保全課	クリーンアップひぬまネットワーク等の活動に参加・協力します。	クリーンアップひぬまネットワーク等の活動に参加・協力します。
	広報等により、環境にやさしい石けんの使用や適正量の洗剤使用、適正な廃油処理など、生活排水に関する配慮について普及啓発に努めます。	環境保全課	環境にやさしい石けんを使用し、適正な量の洗剤を使用します。使用済み食用油は適正に処理します。	小売業 飲食業者等は環境にやさしい石けんを販売・使用し、適正な量の洗剤を使用します。使用済み食用油は適正に処理します。
	除草剤や害虫駆除剤等の適正な管理と使用の普及啓発に努めます。	環境保全課 農政課	除草剤や害虫駆除剤等を適正に管理し、使用は極力控えます。	除草剤や害虫駆除剤等を適正に管理し、使用は極力控えます。
	事業所からの未処理排水や化学物質の漏洩を防止するため、適切な設備の設置や維持管理、作業方法について指導に努めます。	環境保全課		適切な設備設置や維持管理、作業方法に努めます。
	河川や池沼等の整備において、水質浄化作用のある自然植生を保全します。また地域の生態系に配慮し、ヨシ等の湿生植物を積極的に活用します。 重点事業 1 .2	環境保全課 農村整備課 道路整備課		河川整備に際し、自然植生を破壊しないよう、十分注意します。環境に配慮した工法を積極的に採用します。
	河川、池沼等において浄化設備の導入を検討します。	農村整備課 環境保全課		

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
公共下水道の整備推進	認可区域における公共下水道の整備を進めるとともに、事業の進捗状況等により認可区域の拡大や全体計画を見直し、効果的な整備を促進します。	下水道課		
	事業認可区域の拡大にあわせ、管渠の整備や処理場の増設を推進します。	下水道課		
	供用開始区域については個別訪問やPRに努め、水洗化率の向上を促進します。	下水道課	公共下水道供用開始区域では、速やかに公共下水道に接続します。	公共下水道供用開始区域では、速やかに公共下水道に接続します。
農業集落排水の整備推進	農業振興地域内の集落地等における農業集落排水施設の整備を促進します。	下水道課		
	整備区域については個別訪問やPRに努め、水洗化率の向上に向けた農業集落排水施設の利用を促進します。	下水道課	農村集落排水の供用開始地域では、速やかに農業集落排水に接続します。	農村集落排水の供用開始地域では、速やかに農業集落排水に接続します。
	農業集落排水における汚泥の再利用について検討します。	下水道課		
浄化槽の設置促進	公共下水道及び農業集落排水事業区域以外の区域においては、浄化槽の普及を強力に推進し、設置助成に努めます。	下水道課	排水施設整備が予定されていない地域では、速やかに合併処理浄化槽を設置します。	排水施設整備が予定されていない地域では、速やかに合併処理浄化槽を設置します。
	浄化槽の機能を維持するため、定期的な検査など適正な維持管理方法の普及啓発に努めます。	下水道課	合併処理浄化槽の定期的な検査を受けるなど適正な維持管理に努めます。	合併処理浄化槽の定期的な検査を受けるなど適正な維持管理に努めます。

音環境

環境目標

騒音・振動を低減し、良好な住環境を保全します

現況と課題

市内を通過する国道50号の沿道では、道路交通騒音が環境基準のみならず、要請限度を超過している地点もあることから、必要に応じた対策を道路管理者に要請する必要があります。

工場・事業所及び建設現場を発生源とする騒音・振動に関する苦情が毎年数件寄せられています。

市では発生源となりうる工場・事業所の監視を行うとともに、各種法規制に基づく届出の徹底や基準値の順守、防止対策の指導を行っています。

近年では、ピアノやカラオケ、犬の鳴き声などの生活騒音に関するトラブルも起きていることから、近隣住民に配慮した暮らしや事業に伴う騒音防止のマナーやルールの徹底が必要です

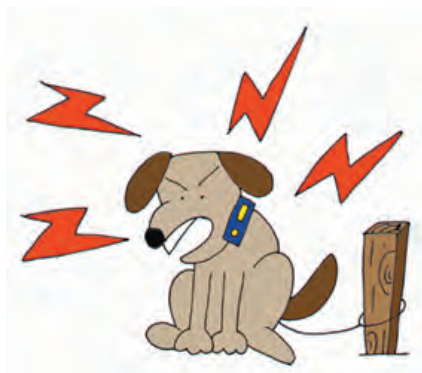
施策展開の方向性

沿道の良好な住環境を保全するため、市民との協働による街路樹や植栽帯など緩衝帯の設置・管理を推進します。また、国道50号などの主要幹線道路では必要に応じて低騒音舗装などの対策を道路管理者に要請していきます。

家庭に対しては、ピアノやカラオケ、犬の鳴き声などの生活騒音についてマナーの普及啓発を行います。

工場・事業所に対しては、令に基づく規制や指導を推進し、建設工事等では低騒音・低振動型建設機械使用の啓発・指導を行います。

長期的には住工混在の解消に向けた適正な土地利用を推進します。



環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
交通騒音・振動対策の推進	街路樹や植栽帯など緩衝帯の設置を推進します。	都市計画課 道路整備課	近隣住民などは、街路樹の維持管理(落葉の清掃等)に協力します。	周辺事業所などは、街路樹の維持管理(落葉の清掃等)に協力します。
	生活道路への通過交通を抑制する交通規制・誘導について、関係機関へ働きかけます。	環境保全課	通勤や買い物などの際は、通過目的で団地内等の生活道路には進入しません。	出張や営業活動などで移動する際は、通過目的で団地内等の生活道路には進入しません。
	高速道路、国道、県道の整備・補修時における排水性舗装(低騒音舗装)の整備や遮音壁の設置について、関係機関へ働きかけます。	都市建設課 道路整備課		
	新規道路整備の際には、車両通過時の騒音を低減するため、路上におけるマンホールの蓋やグレーチング(鋼材を組んだ溝蓋)の設置位置を検討します。	都市建設課 道路整備課 水道課 下水道課		
	関係機関と連携し、自動車運転マナーに関する啓発用看板の設置やローリング防止舗装等により、峠道等における危険・迷惑走行の防止に努めます。	都市建設課 道路整備課 市民活動課	危険や迷惑となる走行はしません。	
暮らしに伴う騒音・振動対策の推進	広報等により、ピアノやカラオケなどの近隣生活騒音の防止に向けた普及啓発に努めます。	環境保全課	ピアノやカラオケは近隣に迷惑をかけないよう、音量や時間に配慮します。	
	動物指導センターなど関係機関と連携し犬のしつけ方教室を実施するなど、ペットの適切な飼い方やマナー・モラルの普及啓発に努めます。	環境保全課	ペットの飼育に関するマナーやモラルを順守し、鳴き声のしつけなどを適切に行います。	
事業活動に伴う騒音・振動対策の推進	騒音規制法及び振動規制法に基づき、工場や事業所から発生する騒音・振動に対する規制・指導を推進します。	環境保全課		騒音規制法や振動規制法を順守し、騒音や振動を発生する設備等の適切な配置・維持管理を行います。
	建設工事における低騒音・低振動型機械の使用について指導・啓発します。	環境保全課		建設工事を行う際は、低騒音・低振動型機械の使用に努めます。

敷地内の植木と植木の間に穴を掘り生ゴミを入れ一ヶ月間位分入れたら石灰をかけ土をのせ順次場所を変える。

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
事業活動に伴う騒音・振動対策の推進	公共工事では、低騒音・低振動型機械の使用を仕様書に明記し、使用を促します。	道路整備課 他公共工事 担当課		公共工事を行う際は、低騒音・低振動型機械を使用します。
	深夜営業やカラオケ、エアコンなどにより発生する騒音に対する規制・指導を推進します。	環境保全課		騒音規制法を順守し、深夜営業等行う際は、近隣へ迷惑をかけないよう配慮します。
計画的な土地利用の推進	都市計画マスタープランなどの各個別計画に基づき、住工混在の解消に向けた、適正な土地利用を推進します。	都市計画課	良好な居住環境形成のために市が行う土地利用誘導施策の主旨を理解し、協力します。	開発や工場立地に際しては、市の土地利用構想に従います。

土壌・地盤環境

環境目標

健全な土壌・地盤環境を保全します

現況と課題

市内の地下水及び土壌については、土壌汚染に係る環境基準を大幅に下回っています。また地盤沈下についても、苦情や報告は確認されておらず、概ね良好な状況です。

市では、健全な土壌環境を守るため、農地やゴルフ場などにおける農薬の適正な使用について普及啓発を行っています。また農薬・化学肥料を減じた環境保全型農業の普及拡大を図っています。

今後も、法令に基づく工場・事業所への規制・指導の徹底を図るとともに、土壌環境の定期的な監視が必要です。

施策展開の方向性

土壌・地盤環境を保全するため、農地やゴルフ場などにおける適正な農薬使用を推進するとともに、環境保全型農業の普及拡大を引き続き図っていきます。

工場や事業場においては法令に基づき規制や指導を推進します。

川底や水田土壌、地下水等の汚染状況については、茨城県など関係機関と連携した監視体制の整備・充実を図ります。



環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
監視体制の整備	土壌・地下水等の監視体制の整備・充実に努めるとともに、関係機関と連携し、調査を実施し、結果を公表します。	環境保全課	市等が行う土壌や地下水等の調査に協力します。	市等が行う土壌や地下水等の調査に協力します。
法令に基づく規制・指導の推進	工場・事業所における土壌の汚染防止に関する規制や指導を推進します。	環境保全課		土壌汚染防止法を順守し、工場や事業所では土壌汚染の防止に努めます。
	「笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に基づき、適正な埋立ての指導に努めます。	環境保全課	埋め立て等を行う際には、条例を順守し、適正に行います。	埋め立て等を行う際には、条例を順守し、適正に行います。
適正な農薬使用の推進	関係機関と連携し、減農薬や減化学肥料栽培を推進します。	農政課	家庭菜園や庭木の手入れなどでは、農薬や化学肥料の使用を控えます。	農業従事者は、減農薬・減化学肥料栽培に努めます。
	ゴルフ場等における適正な農薬の使用を要請します。	環境保全課		ゴルフ場等では、適正に農薬を使用します。
	農薬販売業者に対し、適正な農薬使用の指導を要請します。	農政課	農薬に関する正しい情報を持ち、適正な農薬使用に努めます。	農薬販売業者は適正な農薬販売に努めます。農業従事者は農薬に関する正しい情報を持ち、適正な農薬使用に努めます。
	制度変更等により使用できなくなった農薬を農薬販売業者に処理を依頼するよう農業従事者や家庭に働きかけます。	農政課	制度変更等により使用できなくなった農薬の処理について、速やかに農薬販売業者に依頼します。	制度変更等により使用できなくなった農薬の処理について、速やかに農薬販売業者に依頼します。
井戸及び井戸水(地下水)の適正管理	調査結果の公表を通じて、井戸の適正管理や井戸水(地下水)汚染に対する関心の喚起に努めます。	環境保全課	井戸を所有している家庭では、その適正管理に努めるとともに、井戸水(地下水)汚染に対し関心を持ち、定期的に井戸水調査を実施します。	井戸を所有している家庭では、その適正管理に努めるとともに、井戸水(地下水)汚染に対し関心を持ち、定期的に井戸水調査を実施します。

有害化学物質

環境目標

有害化学物質から健康を守ります

現況と課題

環境ホルモン やダイオキシン 等の化学物質については、国際的・国家的な取組として調査・研究が進められており、管理・規制等の体制が整えられています。

近年顕在化したアスベスト 問題については、茨城県条例に基づく適正な管理・処理が進められています。

環境センター、諏訪クリーンパーク、エコフロンティアかさまでは、有害化学物質の排出状況について、継続的に定期検査を行っています。各施設における調査結果は、いずれも基準値を大幅に下回っています。

施策展開の方向性

有害化学物質から健康を守るため、有害化学物質に関する正しい情報を収集し、市民・事業者を提供する体制を整備します。

事業者に対しては、法規制に基づく化学物質の適正管理・使用の指導を行います。

エコフロンティアかさまや環境センター等の特定施設における排ガス対策や監視・指導の徹底、野焼きや小型焼却炉の使用に関する指導を強化するなど、ダイオキシン類対策を推進します。



環境センター

環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
情報収集・提供体制の整備	有害化学物質等の情報を収集し、市広報やホームページを用いて市民へ情報を提供します。	環境保全課 健康増進課 秘書課	有害物質等の正しい知識や情報を得て、日常生活に活かします。	有害物質等の正しい知識や情報を得て、事業活動に活かします。
	環境ホルモンなど新たな環境問題に関する情報の収集体制を整備します。	環境保全課	環境ホルモンなど、新たな環境問題に関する正しい知識を得て、日常生活に活かします。	環境ホルモンなど、新たな環境問題に関する正しい知識を得て、事業活動に活かします。
化学物質の適正使用・適正管理の推進	PRTR法に基づき、事業者に対する化学物質の適正管理や適正使用について指導に努めます。	環境保全課		化学物質を扱う事業所では、化学物質を適正に管理・使用します。
	除草剤や害虫駆除剤等の適正な管理と使用の普及啓発に努めます。(再掲)	環境保全課 農政課	除草剤や害虫駆除剤等を適正に管理し、使用はできるだけ控えます。	除草剤や害虫駆除剤等を適正に管理し、使用はできるだけ控えます。
	学校などの公共施設や住宅などの民間施設における安全な建材使用、アスベスト、ホルムアルデヒド対策等について情報提供に努めます。	管財課 都市計画課 学務課 環境保全課	住宅を新築、改築する際などは、安全な建材使用(ホルムアルデヒド対策等)に留意します。	事務所や工場などを新設、更新する際などは、解体建築物の適正処理(アスベスト対策等)や、安全な建材使用(ホルムアルデヒド対策等)に留意します。
ダイオキシン類対策の推進	エコフロンティアかさまや環境センターなどの特定施設に対し、施設の適正管理やダイオキシン類対策を徹底するとともに、排ガスに含まれるダイオキシン類の定期調査を継続して実施するよう要請します。	環境保全課		特定施設の維持管理やダイオキシン類対策を徹底するとともに、排ガスに含まれるダイオキシン類の定期調査を継続して実施します。
	廃棄物処理法に基づき、野焼きや焼却炉の使用に関する規制を順守するよう指導を強化します。	環境保全課 農政課	家庭ごみや庭木の剪定枝などは適正に処理し法律で定められた基準以外の焼却炉での焼却や野焼きは行いません。	農林業に伴う焼却は適正に行い、原則として法律で定められた基準以外の焼却炉での焼却や野焼きは行いません。

環境管理・公害防止

環境目標

環境汚染や公害を未然に防ぎます

現況と課題

市に寄せられる公害苦情は、悪臭や騒音、水質汚濁に関するものが多くなっています。市では、笠間市公害防止条例に基づきパトロールや実態調査などを実施し、公害発生の未然防止に努めています。

近年は苦情の発生要因が多種多様化しており、発生後の指導・対策が困難になってきていることから、公害発生の未然防止・発生抑制のため、環境管理の重要性が増しています。

事業者の環境保全への取組意欲も高まっており、ISO14001やエコアクション21を認証取得し、環境に配慮した事業活動を進める事業所も増えています。

(平成20年1月現在 ISO14001:9事業所、エコアクション21:1事業所)

今後は事業活動における環境保全の必要性を啓蒙していくとともに、商工会等と連携し、幅広く環境保全の取組を支援する体制を整備する必要があります。

施策展開の方向性

環境汚染や公害を未然に防ぐため、監視・調査体制の強化や事業所に対する規制・指導の強化、公害苦情に対する相談体制の整備など、公害防止・環境管理体制の整備を推進します。

事業者に対する公害防止や環境マネジメントシステムに関する情報提供や商工会等と連携した講習会の開催、事業者間の交流等の促進、公害防止設備の導入に対する助成制度の検討など、事業者・団体の環境保全活動に対する支援体制を整備します。



冷蔵庫の設定温度を夏場と冬場では調整する。

環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
公害防止・ 環境管理体制 の整備	測定機器の整備や職員の育成など、監視・調査の体制強化に努めます。	環境保全課		
	茨城県と協力し、事業所への立ち入り調査を実施し、発生源に対する規制や指導の強化に努めます。	環境保全課		法令を順守するとともに、茨城県や市が行う立ち入り調査に協力します。
	事業所や施設等に対し、公害防止の必要性があると認められた場合には、公害防止協定の締結に努めます。	環境保全課		公害防止上の必要性があれば、速やかに公害防止協定を締結します。
	公害苦情に対する迅速な相談体制の整備に努めます。	環境保全課	公害苦情や環境問題に関する意見や相談がある場合は、市に伝えます。	
	笠間市環境審議会との連携により、適切な公害防止対策等を推進します。	環境保全課		
	<small>ひかりがい</small> 光害など新たな都市公害に関する情報を収集し、市民に提供します。	環境保全課	新たな都市公害に関する正しい知識や情報を得て、日常生活に活かします。	新たな都市公害に関する正しい知識や情報を得て、事業活動に活かします。
事業者・団体 への支援体制 の整備・充実	環境保全活動を行う団体等に対する支援の継続に努めます。	環境保全課	市の支援を受けるなどしながら、環境保全活動の一層の推進に努めます。	市の支援を受けるなどしながら、環境保全活動の一層の推進に努めます。
	商工会や事業者団体と連携し、中小企業や個人事業者の公害防止や環境マネジメントシステムに関する情報の提供に努めます。	環境保全課 商工観光課		公害防止や環境マネジメントシステムに関する情報の収集に努め事業活動に活かします。
	環境保全の取組に関する事業者間の情報交換や交流などの推進、支援に努めます。	環境保全課 商工観光課		環境保全の取組に関する事業者間の情報交換や交流に努めます。
	公害防止設備・機器の導入に関する情報の提供に努めます。	環境保全課		公害防止の設備・機器の導入に努めます。

廃棄物

環境目標

ごみを減量し、リサイクルを推進します

現況と課題

ごみの減量化や再資源化など3Rの取組は、最終処分場のひっ迫や、資源の枯渇、地球温暖化問題など、直面する多くの環境問題に共通する解決策の一つです。

3Rは市民や事業者が主体的に取り組むことができることから、今後も市民や事業者との協力・連携のもと一層の取組推進が必要です。

一般廃棄物の発生量は、近年ほぼ横ばいで推移していますが、一方で廃棄物などの不法投棄は増加しています。産業廃棄物や使用済み家電製品などの適正処理の啓発促進するとともに、効率的・効果的なごみ処理体制の整備・強化が必要です。

施策展開の方向性

ごみの減量化・リサイクルを推進するため、市民・事業者に対して、環境イベント等を通じた3R(Reduce、Reuse、Recycle)の取組の普及促進を図ります。

分別収集や再利用・リサイクル活動などを通じ、ものの循環利用を促進します。

ごみを効率的かつ適正な処理を行うため、産業廃棄物や使用済み家電製品などの適正処理の啓発をはかるとともに、ごみ処理体制の整備・強化を図ります。

事業活動に伴う廃棄物減量に向けた取組を促進するとともに、レジ袋削減や環境チケット制度の見直しを図るなど、ごみの減量化に資する事業活動を促進します。



集団資源回収（笠間地区）

環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
計画的な施設整備・更新	循環型社会形成推進地域計画を策定し、循環型社会の構築に向けて計画的な施設整備・更新を図ります。	環境保全課		
ごみ減量化の推進	3 R 運動の啓発活動等を通じ、ごみの減量化・再利用・リサイクルに関する意識の普及啓発に努めます。	環境保全課	省資源、ごみの減量・リサイクルに関する意識を高く持ちます。	省資源、ごみの減量・リサイクルに関する意識を高く持ちます。
	生ごみ処理機補助制度を活用するなどし、家庭や事業所における生ごみの減量化・再資源化を推進します。 重点事業 3 .2	環境保全課	調理等において生ごみを減らす工夫に努めるとともに、コンポスト容器や生ごみ処理機を活用するなどし、ごみの減量化やリサイクルに努めます。	飲食店や食品加工場等では生ごみを減らす工夫に努めるとともに、生ごみ処理機を活用するなどし、飼料や肥料として減量化やリサイクルに努めます。
	生ごみ、剪定枝及び畜産排泄物等を堆肥化し、その堆肥を農業従事者などで有効利用できるシステムについて検討します。 重点事業 3 .2	環境保全課 農政課	生ごみや庭木の剪定枝の堆肥化に努めます。	畜産農家は畜産排泄物の堆肥化に努めるとともに、農業従事者は堆肥の受け入れに努めます。
	農業集落排水における汚泥の堆肥化について検討します。(再掲)	下水道課		
	環境配慮商品やエコショップ、買い物時のマイバッグの持参などの情報提供を通じ、市民の環境に配慮した消費行動を促進します。	環境保全課	買い物ではエコショップを優先的に利用し、環境に配慮した商品を積極的に購入します。	エコショップ制度に登録するとともに、環境に配慮した商品の販売に努めます。
	レジ袋の有料化及び環境チケット制度の見直しを通じてごみ減量化を促進します。 重点事業 3 1	環境保全課 商工観光課	レジ袋削減に協力します。	レジ袋削減に協力します。
	マイバッグのデザインコンテストなどにより、マイバッグ運動の普及啓発を図ります。 重点事業 3 .1	環境保全課	買い物の際にはマイバッグを持参します。	マイバッグ運動に参加・協力します。
	かさま版デポジット制度の導入を検討します。	環境保全課	かさま版デポジット制度に参加・協力します。	かさま版デポジット制度に参加・協力します。
市が開催するイベント時は使い捨て容器の利用を控えます。	環境保全課 (全庁)			
リユース・リサイクルによる循環利用の推進	資源物団体回収や生ごみ処理機の普及、地域リサイクル活動など、市民の自主的なリサイクル活動を支援します。	環境保全課	自主的にリサイクル活動を行います。	
	市民が企画・開催するフリーマーケットなどのイベントを支援(場所の提供・広報等)します。	環境保全課	フリーマーケットに参加、出店し、不用品を再利用します。	

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
リユース・リサイクルによる循環利用の推進	リサイクルコーナーの新設や広報等を通じたリサイクル情報の提供の充実に努めます。	環境保全課	リサイクルコーナーや広報等のリサイクル情報を活用し、不用品を再利用します。	
適正処理の推進	ごみの分別収集を適宜見直し、市民に分かりやすく周知します。	環境保全課	市の分別方法を順守します。	市の分別方法を順守します。
	事業者等に対する啓発に努め、建築廃材や産業廃棄物の減量化・リサイクルを促進します。	環境保全課	各種リサイクル関連法に基づき、使用済み家電等はリサイクルや適正処理に努めます。	産業廃棄物の減量化、リサイクルに努めます。
適切な収集体制の確立	清潔な生活環境を維持するため、市民に対し、収集日程や適切なごみ出しのルール・マナーを周知します。	環境保全課	収集日程を把握し適切なごみ出しのルールやマナーを順守します。	
	収集事業者への指導や収集経路の検討など、収集体制の充実を図ります。	環境保全課		
	ごみ集積ボックスの設置を補助します。	環境保全課		
	集積所の美化対策を推進します。	環境保全課	集積所の美化に努めます。	
ごみ減量化に向けた事業活動の促進	事業活動に伴う廃棄物再生利用品の開発を促進するとともに、市では率先して再生利用品を購入します。	総務課 環境保全課	再生利用品の購入に努めます。	廃棄物再生利用品の開発に努めます。
	事業活動における簡易包装の普及啓発に努めるとともに、消費者には簡易包装製品の選択を促進します。	環境保全課	買物では簡易包装製品を優先的に選択します。	簡易包装に努めます。
	環境マネジメントシステムの構築など、事業活動における廃棄物の減量化・リサイクルへの取組を促進します。	環境保全課		オフィス町内会への参加や環境マネジメントシステムの構築など、事業活動における廃棄物の減量化・リサイクルに努めます。
	異業種間における資源の循環利用の推進により、ゼロエミッションの促進に努めます。	環境保全課		ゼロエミッションを推進します。
	エコショップ制度を広く消費者にPRするとともに、認定店舗の拡大を図ります。重点事業3.1	環境保全課	買い物では、エコショップを優先的に利用し、環境に配慮した商品を積極的に購入します。	エコショップ制度に登録するとともに、環境に配慮した商品の販売に努めます。

炊飯器は保温使用をしない。

資源・エネルギー

環境目標

資源・エネルギーの有効利用を推進します

現況と課題

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムの中で、資源やエネルギーを大量に消費してきた結果、地球温暖化や資源の枯渇など、地球規模で様々な問題が生じています。持続可能な社会の構築に向けて、市民・事業者における省エネルギーに配慮したライフスタイルへの転換や事業スタイルの定着を促進する必要があります。

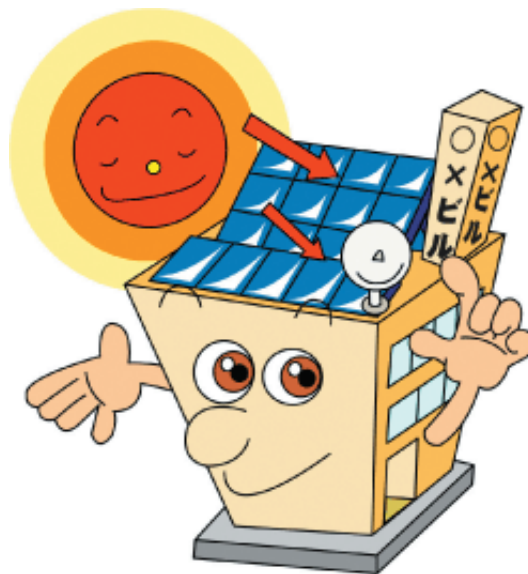
市役所は、大量のエネルギーや資源を消費する地域の一事業者の立場として、日常の事務・事業活動において省エネルギーや省資源に取り組むなど、市民や事業者の模範として、率先した行動が求められます。

施策展開の方向性

限りある地球の資源を節約し、地球温暖化を防止するために、市は公共施設の省エネルギー化を率先して推進します。

市民や事業者に対しては暮らしや事業生活における省エネルギー推進のための意識啓発や取組に関する情報を提供します。

太陽光や太陽熱、風力など環境負荷の少ないエネルギー利用を推進します。



環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
省エネルギー推進のための意識啓発・情報提供	「茨城エコチェックシート」や環境家計簿等を学校や家庭、企業等に普及し、これらの実践を通じて省エネルギー活動を推進します。	環境保全課	「茨城エコチェックシート」や環境家計簿などを活用し、省エネルギー活動を行います。	「茨城エコチェックシート」などを活用し、省エネルギー活動を行います。
	環境のことを考えて買い物、料理、片付けを行うエコ・クッキングの普及、促進に努めます。 重点事業 3 .3	環境保全課	環境のことを考えて買い物、料理、片付けを行うエコクッキングを実践します。	
	エネルギーの利用効率を高めるため、断熱効果の高い建物や住宅の普及啓発、高効率機器など省エネルギー設備の導入促進に努めます。	環境保全課	住宅の新築や建替えにあたっては、断熱効果の高い建物や住宅を検討します。省エネルギー設備を積極的に導入します。	建造物の新設や更新にあたっては、断熱効果の高い建物構造を検討します。省エネルギー設備を積極的に導入します。
公共施設の省エネルギー化の推進	市の事務・事業に関する温室効果ガスの排出抑制対策を定めた地球温暖化防止実行計画に基づき、率先的に地球温暖化防止に取り組みます。 重点事業 4 .4	環境保全課 (全 庁)		
	庁舎や学校等の公共施設の整備にあたっては、省エネルギー型の設備・機器や高効率ヒートポンプ などの高効率機器の導入を検討します。 重点事業 4 .4	管 財 課 生涯学習課 学 務 課		
	廃棄物の焼却余熱を利用した「ゆかいふれあいセンター」の管理運営を充実させます。	環境保全課		
環境負荷の少ないエネルギー利用の推進	家庭や企業における太陽光や太陽熱、小水力発電など自然エネルギーの活用について、チラシや広報等を通じて情報提供や普及啓発に努めます。	環境保全課	太陽光発電や太陽熱温水器システムなど、自然エネルギーの導入に努めます。	太陽光発電や風力発電など、自然エネルギーの導入に努めます。
	ナタネ(菜の花)などの植物や食用廃油などを利用したバイオディーゼル燃料(B D F) や食品残渣等を利用バイオマスエネルギーの利活用について検討し導入に努めます。	環境保全課		

流水による洗浄はボウル等を積極利用、貯め洗い仕上げ洗浄

水資源・水循環

環境目標

水を大切にし、安定した水資源を確保します

現況と課題

安定した水の供給のため、水源かん養保安林の保全や飲料用地下水の水質の保全が必要です。

できるだけ地域の中で水資源を循環的に利用していくことを目的として、透水性舗装などの浸透型施設・設備を推進するとともに、中水 や雨水などの利用を推進していく必要があります。

施策展開の方向性

日常的な節水行動の推進や雨水利用の推進などにより、限りある水資源を大切に利用します。

雨水の地下浸透や地下水の適正利用を推進し、豊かな水循環を形成します。



環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
水資源の確保	安全な水の供給に向けて、飲料用地下水の水質の保全・管理を進めます。	水道課		
	朝房山山頂周辺などの水源かん養保安林の保全に努めます。	農政課 農村整備課	水源かん養林の保全活動に参加・協力します。	水源かん養林の保全活動に参加・協力します。
節水行動の推進	広報紙やパンフレット、ホームページなどを活用し、市民や事業所への節水意識の高揚に努めます。	水道課 下水道課	家庭における節水に努めます。	事業所における節水に努めます。
	庁舎や学校、公民館等の多くの人々が利用する公共施設では、率先して節水型機器や設備の導入を検討します。	各施設担当課		
	小中学校に対し、夏季のプール使用に伴う水の適正利用を呼びかけます。	水道課 学務課		
雨水利用の推進	公共施設における雨水貯留施設の導入及び雨水の雑用水としての利用を検討します。	管財課		
	家庭や事業所における雨水貯留施設として、雨水タンク等の設置を促進します。	環境保全課	雨水タンクの設置に努めます。	雨水タンクの設置に努めます。
雨水の地下浸透の推進	歩道や公共施設の駐車場等の整備にあたっては透水性舗装を採用します。	管財課 道路整備課		
	宅地内浸透のための雨水浸透施設の設置を促進します。	都市計画課	雨水浸透ますの設置に努めます。	雨水浸透ますの設置に努めます。

風呂は連続して入り、放置しない。

地球環境

環境目標

地域から行動を起こし、地球環境の保全に貢献します

現況と課題

地球温暖化防止は人類共通の重要な課題であり、実効ある対策・取組が必要です。また、オゾン層の破壊や酸性雨、森林資源の枯渇など様々な地球環境問題に直面しています。

国は京都議定書において2008～2012年の間に基準年(1990年)に比べて6%の温室効果ガスを削減することを約束しています。

温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素(CO₂)に着目すると、家庭やオフィスからの排出や自家用車・営業車を含む運輸部門からの排出が多く、家庭や事業者の取組が非常に重要となっています。

笠間市においては、自動車に依存したライフスタイルがほぼ定着しており、短・中期的にはエコドライブ等の環境に配慮した自動車利用の促進を、長期的には自動車に依存したライフスタイルからの転換促進を重点的に進めていく必要があります。

施策展開の方向性

深刻化しつつある地球温暖化の防止に向け、日常生活における省エネの徹底や省エネ型製品の普及促進、燃費効率のよい自動車利用、環境負荷の少ない事業活動の促進など、個人や地域でできることから取り組みます。

環境に配慮した自動車利用や交通流の円滑化、自動車利用抑制対策など、運輸部門からの排出量低減のため、取組が必要です。

温室効果ガスの吸収源として、市域の森林を保全するとともに、生垣など身近な緑化を推進します。



環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
地球温暖化防止に向けた市の率直的な取組	市の事務・事業に関する温室効果ガスの排出抑制対策や削減目標を定めた地球温暖化防止実行計画に基づき、率直的に地球温暖化防止に取り組みます。(再掲) 重点事業4.4	環境保全課 (全 庁)		
	公用車の更新時には用途に応じて低公害車あるいは低排出ガス車、低燃費車を導入します。	管 財 課		
	市職員の通勤にはできるだけ公共機関を利用し、近距離(1km未満)の場合は自転車もしくは徒歩通勤とします。	職 員 課		
事業者に対する地球温暖化対策の普及促進	情報提供を通じて省エネ設備や新エネルギー設備や環境への負荷が少ない物品の導入・購入を促進します。	環境保全課		省エネ設備や新エネルギー設備や環境への負荷が少ない物品等の導入・購入に努めます。
	講習会や助成制度により、ISO14001やエコアクション21の認証取得など環境マネジメントシステムを普及・拡大します。(再掲)	環境保全課 商工観光課		環境マネジメントシステムの導入に努めます。
	茨城県が実施する茨城エコ事業所登録制度の普及を推進します。	環境保全課 商工観光課		茨城エコ事業所登録制度に登録するとともに、環境配慮活動に積極的に取り組みます。
	情報提供等を通じて低公害車の導入推進や燃料転換を促進します。	環境保全課		低公害車の導入推進や燃料転換に努めます。
家庭や学校における地球温暖化対策の普及促進	「茨城エコチェックシート」や環境家計簿等を学校や家庭、企業等に普及し、これらの実践を通じて省エネルギー活動を推進します。(再掲)	環境保全課	「茨城エコチェックシート」や環境家計簿などを活用し、省エネルギー活動を行います。	「茨城エコチェックシート」などを活用し、省エネルギー活動を行います。
	国が実施する「我が家の環境大臣」制度の普及を推進します。	環境保全課	「我が家の環境大臣」制度に参加します。	

温度設定を調整する。

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
家庭や学校における地球温暖化対策の普及促進	情報提供等を通じて省エネ機器の導入や省エネ住宅の普及を促進します。	環境保全課	家電など省エネ機器の導入に努めます。また住宅の新築や建替えにあたっては、断熱効果の高い建物や住宅を検討します。	家電など省エネ機器や、断熱効果の高い建物、住宅の開発・情報提供に努めます。
	環境配慮商品やエコショップ、買い物時のマイバッグの持参などの情報提供を通じ、市民の環境に配慮した消費行動を促進します。(再掲)	環境保全課	買い物ではエコショップを優先的に利用し、環境に配慮した商品を積極的に購入します。	エコショップ制度に登録するとともに、環境に配慮した商品の販売に努めます。
	夏期の空調利用低減のため、家庭におけるすだれの利用や植物を利用した緑のカーテンの設置を推進します。 重点事業4.3	環境保全課	すだれや植物を利用した緑のカーテンの設置に努め、夏期の空調利用を控えます。	
環境に配慮した自動車利用の推進	広報等により、低公害車や低排出ガスの普及啓発や購入支援措置等に関する情報の提供に努めます。	環境保全課	マイカーの更新、購入に際しては、低公害車や低排出ガスの購入に努めます。	社用車の更新、購入に際しては、低公害車や低排出ガスの購入に努めます。
	広報や自動車運転マナーに関する啓発用看板の設置等により、エコドライブの普及啓発に努めます。 重点事業4.2	環境保全課	エコドライブを実践します。	エコドライブを実践します。
交通流の円滑化	交通流の円滑化のため、右折車線整備を関係機関に働きかけます。	道路整備課		
	自動車利用が特定の時間に集中する事業者に対し、利用時間の平準化を要請します。	環境保全課		自動車の利用時間の平準化に努めます。
自動車利用の抑制	交通事業者や各団体との連携のもと、高齢者、障害者等に配慮した利便性の高い公共交通網の構築を検討します。	企画政策課 高齢福祉課 社会福祉課		交通事業者は、市が行う公共交通網の整備に協力します。
	友部駅など、駅利用者のための駐車場の設置により、パークアンドライドを推進します。	都市計画課 都市建設課	通勤や買い物、旅行などの際は、できるだけ鉄道などの公共交通機関を利用します。	出張の際などは、できるだけ鉄道などの公共交通機関を利用します。

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
自動車利用の抑制	公共交通機関の利用促進、自転車利用の促進、相乗りの励行など、自動車の利用抑制に関する普及啓発に努めます。	環境保全課	通勤や買い物、旅行の際は、できるだけ徒歩や自転車、公共交通機関などを利用します。	出張の際に相乗りや公共交通機関を利用するなど、自動車の利用抑制に努めます。
	歩行者や自転車が安全に通行できるよう、自転車歩行者道の整備を促進します。	道路整備課 都市建設課	通勤や買い物などの際は、徒歩や自転車利用に努めます。	短距離の移動など、徒歩や自転車利用に努めます。
	駅など公共施設を拠点としたレンタサイクル制度の導入を検討します。	商工観光課	短距離の移動など、レンタサイクルを活用します。	
	公共施設の駐輪場における駐輪台数を確保するとともに、市民の利用が多い民間施設における駐輪場の設置を関係者に呼びかけます。	各施設担当課	通勤や買い物などの際は、徒歩や自転車利用に努めます。	市民の利用が多い民間施設においては駐輪場の設置に努めます。
緑地保全・緑化の推進	二酸化炭素の吸収源として、森林の保全に努めます。 重点事業 4 . 1	環境保全課 都市計画課 農村整備課	市が行う森林整備に参加・協力します。	市が行う森林整備に参加・協力します。
	住宅地における生垣の設置や工場等の敷地内緑化を推奨します。	都市計画課	生垣の設置・充実に努めます。	周辺環境と調和した敷地内の緑化に努めます。
その他の地球環境問題への対策	オゾン層の保護のため、フロンを適正に回収・処理できる事業者に関する情報の収集と提供に努めます。	環境保全課		
	エアコン及び冷蔵庫等、フロンを使用する機器の適正な廃棄及び処理に向け、家電リサイクル法に基づく有料回収ルートのお知らせを図ります。	環境保全課	エアコン及び冷蔵庫等、フロンを使用する機器の適正な廃棄及び処理に努めます。	エアコン及び冷蔵庫等、フロンを使用する機器の適正な廃棄及び処理に努めます。

環境教育・環境学習

環境目標

環境保全について自ら考え、行動できる人を育てます

現況と課題

現在は、環境保全に熱心なNPOや市民団体の方々の協力を得ながら、環境教育・環境学習が実施されています。

今後、より一層、環境教育・環境学習を展開していくためには、指導者や講師となれる地域に根ざした人材を育成し、積極的に活用していくことが望まれます。

各主体における環境教育・環境学習を効率的かつ効果的に推進していくため、長期的かつ総合的な視点から、環境教育・環境学習に関する基本方針を定め、計画的に取り組んでいくことが望まれます。

施策展開の方向性

環境保全について自ら考え、行動できる人を育てるため、学校における環境学習の内容や体制を充実するとともに、市民や事業者に対する研修や講習、体験型学習等を積極的に展開し、環境に対する意識の高揚や環境保全の知識・技術の普及を図ります。



環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
学校等における環境学習の推進	地域への愛着や環境保全の大切さを身につけるため、幼児期からの環境教育・環境学習を推進します。	こども福祉課 環境保全課 学務課	家庭における幼児期から環境教育・環境学習に努めます。	
	教員への環境教育に関する研修の充実に努めます。	環境保全課 学務課		教員向け環境教育研修に積極的に参加します。
	キッズISOの取組の普及・促進に努めます。	環境保全課 学務課	児童や生徒は、キッズISOの取組を実践します。	児童や生徒のキッズISOの取組を促します。
	小中学校に向けた環境リーフレットを作成します。	環境保全課 学務課		環境リーフレットを活用し、環境教育・環境学習を実践します。
	こどもエコクラブへの参加を広く各校に呼びかけるとともに、情報提供など、クラブ活動を支援します。	環境保全課 学務課	こどもエコクラブの活動に参加・協力します。	こどもエコクラブの活動に協力します。
	環境学習に活用するため、小中学校などに大気汚染などの環境観測ポイントの設置を検討します。	環境保全課 学務課	小中学校などにおける定期的な環境調査に参加・協力します。	
	学校における省エネルギー型設備や自然エネルギーの導入やこれらを利用した環境教育の実施を検討します。	管財課 生涯学習課 学務課		
市民、事業者への環境学習の推進	自治会などと連携し、地域地区単位による環境保全に関する出前講座や各種講習会等を実施します。 重点事業 5.2	環境保全課 生涯学習課 市民活動課	地域で行われる出前講座や各種講習会等に参加・協力します。	地域で行われる出前講座や各種講習会等に参加・協力します。
	生涯学習活動における環境学習のメニュー・プログラムの充実に努めます。	環境保全課 生涯学習課	生涯学習活動における環境学習に努めます。	
	地域コミュニティ、住民団体等による環境保全活動、環境学習企画を支援します。	環境保全課 生涯学習課 市民活動課	地域のコミュニティや住民団体等による環境保全活動、環境学習企画に参加・協力します。	

洗濯はまとめてする。

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
市民、事業者への環境学習の推進	環境のことを考えて買い物、料理、片付けを行う「エコクッキング」の普及・促進に努めます。(再掲) 重点事業3.3	環境保全課	エコクッキングを実践します。	
体験型機会の	情報提供を通じて、エコフロンティアかさまにある環境学習施設等の利用を促進します。	環境保全課	エコフロンティア等の体験型学習施設の利用に努めます。	
	自然観察や農業・林業体験など、地域の自然に親しみ学ぶことができる体験型学習の場や環境学習のメニュー・プログラムの整備・充実を図ります。 重点事業5.1	環境保全課 農政課 農村整備課 学務課 生涯学習課	体験型の学習プログラムに参加・協力します。	体験型の学習プログラムに参加・協力します。
資料・情報提供体制の整備	図書館において環境教育関連の図書や資料等を充実させます。	生涯学習課 環境保全課 市民活動課	図書館に置いて欲しい環境教育関連の図書や資料等を要望します。また、そうした図書や資料の利用に努めます。	図書館に置いて欲しい環境教育関連の図書や資料等を要望します。また、そうした図書や資料の利用に努めます。
	出前講座などによる講師等の人材派遣や環境学習のための機材や情報等を提供します。	生涯学習課 環境保全課 市民活動課	出前講座を活用します。	社内研修等において出前講座を活用します。
	生涯学習情報のネットワーク化を推進し、環境に関する情報を収集・提供します。	生涯学習課 環境保全課 市民活動課	環境に関する情報を市に提供します。市が提供する環境情報を利用します。	環境に関する情報を市に提供します。市が提供する環境情報を利用します。
	市民の日常生活における環境への配慮事項や工夫に関する情報等を提供します。	生涯学習課 環境保全課 市民活動課		
指導体制の充実	市民講師の登録制度を普及し、環境カウンセラーなど地域の環境資源に精通した方を環境学習の講師・指導者として育成活用します。 重点事業5.2	生涯学習課 環境保全課 市民活動課	市民講師登録制度を活用します。	社内研修等において市民講師登録制度を活用します。

パートナーシップ

環境目標

を活性化し、主体間のパートナーシップを形成します

市内では、地域コミュニティ組織や環境団体があり、協働による取組が行われています。コミュニティ組織や各種団体等の活動を活性化するとともに、団体間の連携や協力を育成し、強化する基盤として、情報交換や交流の場を築いていく必要があります。リーダー等となる地域の人材を育成し、効果的に活用していく仕組みも必要です。

施策展開の方向性

行政だけでなく、住民や事業者など各主体の活動を活性化し、主体間のパートナーシップを形成するため、各地域のコミュニティ組織の活動を推進するとともに、住民や事業者の自主的な環境活動に対する支援を行います。

広域市町村圏によるパートナーシップを生かし、啓発イベントやパンフ・ポスター等の共同作成など、広域連携による環境保全の取組を推進します。



環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
地域 コミュニティ 活動の推進	コミュニティ活動のリーダーを養成するため、環境保全に関する講習会や研修会などを開催します。 重点事業 5 .2	市民活動課 生涯学習課	環境保全に関する講習会や研修会などに参加します。	環境保全に関する講習会や研修会などに参加します。また、社員の参加を奨励します。
	活動を広報などで紹介・PR又は表彰するなどしてコミュニティ活動への参加意識を高揚します。	市民活動課 生涯学習課 秘書課	コミュニティ活動に参加・協力します。	コミュニティ活動に参加・協力します。
	苗の提供や顕彰制度の充実などにより、花いっぱい運動を推進します。 (再掲)	生涯学習課	花いっぱい運動に参加・協力します。	花いっぱい運動に参加・協力します。
	各種公共施設や公園、道路等の緑化や美化活動を地域住民がボランティアで受け持つ里親制度の構築・普及に努めます。(再掲)	道路整備課 都市計画課	里親制度に参加・協力します。	里親制度に参加・協力します。
市民の 環境保全活動 への支援	日頃の環境保全活動や環境学習成果を披露する場として、環境フォーラムや環境展等を開催支援します。 重点事業 5 .1	環境保全課	環境フォーラムの開催に協力するとともに、積極的に日頃の環境保全活動や環境学習の成果を披露します。	環境フォーラムの開催に支援・協力します。
	環境保全活動を行っている市民団体等の組織と活動内容を把握するとともに、活動内容の広報や参加希望者への紹介・斡旋等交流組織をつくるなどし、活動支援団体間の連携・情報交換を促進します。 重点事業 5 .2	環境保全課 市民活動課 生涯学習課	交流組織を通じた他の市民団体等との連携や情報交換に努めます。	交流組織を通じた他の市民団体等との連携や情報交換に努めます。
	環境保全活動に熱心に取り組む民間団体・企業等を顕彰します。 重点事業 5 .2	環境保全課		

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
事業者の環境保全活動への支援	商工会やJA等の業界団体と連携し、事業者の環境保全活動を支援する体制や環境保全に関する事業者間の連携や情報交換等の交流基盤を構築します。	環境保全課 商工観光課 農政課		環境保全に関する事業者間の連携や情報交換等の交流に努めます。
	エコショップ制度を広く消費者にPRするとともに、認定店舗の拡大を図ります。(再掲)	環境保全課	買い物では、エコショップを優先的に利用し、マイバッグ運動などの活動を実践します。	エコショップ制度に登録するとともに、環境に配慮した商品の販売に努めます。
広域連携による取組の推進	環境に関する啓発イベントやパンフレット・ポスターの作成・配布などの環境啓発活動について、広域市町村圏などを利用し、効率的・効果的に実施します。	環境保全課 企画政策課		
	クリーンアップひぬまネットワークや霞ヶ浦問題協議会等の活動の推進など、河川流域の自治体や市民団体等が連携し、水質浄化活動を推進します。(再掲)	環境保全課	クリーンアップひぬまネットワーク等の活動に参加・協力します。	クリーンアップひぬまネットワーク等の活動に参加・協力します。

マイバックを利用する。